

## 業務委託契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と、〇〇〇〇（以下「乙」という）は、次に示す各条のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）に関する委任契約を締結する。

### 第1条（業務内容）

甲が、乙に委託する本件業務の内容は、次の各号のとおりである。

1. 甲の指定するサイトの記事作成

### 第2条（業務遂行）

乙は、甲に対して、次の各号に定める内容で、本件の業務遂行にあたる。

1. 乙は、電子メール、電話、面談などの方法にて本件業務の遂行及び報告を行う。
2. 乙は、甲に対し委託の趣旨に則り、誠実に本件業務を遂行しなければならない。

### 第3条（成果物）

1. 乙が、本件業務遂行にあたり作成し甲に提供するサイトの記事（以下「成果物」という）の著作権、その他の知的財産権は、全て甲に属するものとする。

### 第4条（報酬）

1. 本件業務の報酬は、1文字あたり〇円（税抜）とする。
2. 甲は、乙に対し、1ヶ月の報酬を、業務を遂行する翌月末日迄に、乙の指定する金融機関口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
3. 契約期間中において、甲乙間で新たに契約書を締結することにより報酬額を変更できるものとする。

### 第5条（委託業務実施者）

乙が、本件業務を遂行するにあたり、その一部を乙と提携する者に委託する必要があると判断した場合、甲に対して、事前にその理由及び委託事項を開示して、その承諾を得なければならない。

### 第6条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本件業務遂行等に関連して知り得た相互の技術上又は営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として取扱うものとし、事前の書面による相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
  - （1）秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
  - （2）本契約に違反することなく、かつ公知となった情報
  - （3）秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
  - （4）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講じる義務を負うものとする。尚、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示要求があった場合はこの限りでない。
3. 乙が、前条の規定により本件業務の再委託を行う場合、乙は、当該受託者と秘密保持契約を交わし、当該受託者が秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないようにしなければならない。
4. 本条に規定する事項の効力は、本契約終了後も存続する。

### 第7条（契約の解除）

1. 甲および乙は、いつでも本契約を解除することができるものとする。

## 第8条（契約上の地位・権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、次に掲げる事項を現在かつ将来にわたって表明し、保証する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、監査役、相談役、会長その他経営に実質的に関与している者で、名称のいかなを問わない。以下同じ。）が反社会的勢力ではないこと。

(4) 自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約及び個別契約を締結するものでないこと。

(6) 自ら又は第三者を利用して、本契約及び個別契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他これらに準ずる行為

2. 甲は、乙が本件業務を遂行するために、甲から乙に対して提供された一切の素材（文章、キーワード、画像、動画などを含むが、これらに限られるものではない。）について、第三者の知的財産権（知的財産基本法第2条第2項で規定される知的財産権をさす。以下同じ。）、肖像権その他の権利を侵害していないことを現在かつ将来にわたって表明し、保証する。

## 第10条（条項の無効について）

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

## 第11条（準拠法）

本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

## 第12条（紛争の解決 及び 合意管轄裁判所）

本契約から又は本契約に関連して紛争が生じた場合には、両当事者は、かかる紛争等を友好的に解決するよう合理的な努力をするものとする。両当事者によって紛争等が友好的に解決できない場合、訴訟については東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

**第 13 条（協議）**

本契約について定めのない事項については、甲乙の協議するところにより定める。  
また、本契約中の条項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

本契約成立を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙署名押印の上、各 1 通を保有する。  
なお、詳細項目がある場合は別紙参照のこと。

年 月 日

甲     :   (住所)

(社名)

(代表者名・  
押印)

(印)

乙     :   (住所)

(社名)

(代表者名・  
押印)

(印)